

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

【誤】

取扱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

本市の登録種目	100 タイル・れんが・ブロック工事	建設業法上の建設工事の種類	タイル・れんが・ブロック工事
本市の工事種目	14F 築炉工事	建設業許可の業種	タイル・れんが・ブロック工事業

予定価格 (税込)	総合評価落札方式 (特別簡易型)	地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円 (税込) 以上に適用)		
		本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
6 億円超	適用	入札参加可	入札参加不可	受注本数制限なし			受注不可
6 億円以下 3 億円以上				受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項に該当する者は受注本数制限を行う)			
3 億円未満	適用外						

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円 (税込) 未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
総合評価落札方式適用案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 予定価格 1 億円 (税込) 以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。
- 請負工事成績評定要領第9条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去6年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が令和7年1月1日から令和7年12月31日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

【正】

取扱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

本市の登録種目	100 タイル・れんが・ブロック工事	建設業法上の建設工事の種類	タイル・れんが・ブロック工事
本市の工事種目	14F 築炉工事	建設業許可の業種	タイル・れんが・ブロック工事業

予定価格 (税込)	総合評価落札方式 (特別簡易型)	地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円 (税込) 以上に適用)		
		本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
6 億円超	適用	入札参加可			受注本数制限なし		
6 億円以下 3 億円以上					受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項 に該当する者は受注本数制限を行う)		
3 億円未満	適用外						

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円 (税込) 未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
総合評価落札方式適用案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 予定価格 1 億円 (税込) 以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。
- 請負工事成績評定要領第9条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去6年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が令和7年1月1日から令和7年12月31日の間のものを対象とする。